



No.102

2015年5月25日発行

編集発行

公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会
〒162-0064 東京都新宿区市谷仲之町3-2
電話 03-3353-4641 Fax 03-3353-4326
<http://www.kanka.or.jp/>

創刊100号 記念特集

第3弾

～全国ブロック長に聞く③～

本誌は、3月号で「創刊100号」を迎えることを記念して全3号にわたる「全国ブロック長に聞く①～③」の特集記事をお届けして参りました。今月号の第3弾は、いよいよその完結編です。

今回は、北海道、北陸、中四国、沖縄の各ブロック長の皆様に「協会に期待すること」「ブロックの取り組み」「ブロックの実情」「家政婦の評価認定制度に期待すること」などについてご発言いただきました。

北海道ブロック長

村上久司 (北海道支部／有)帯広看護婦家政婦紹介所



会員の力を結集して

当ブロックでは、情報をいかに早く会員に伝え、それどのように実践するべきか、ブロック内で協議を重ねて活動の方向性を決定して参りました。

兼ねてより一枚岩のごとく団結し、意見交換をしてきましたが、最近はブロックの会員数が減少し、役員が全会員の半数を占めるという事態となっており、今後に向けて、会員数減少の課題を開拓する方法を模索しています。

具体的には、後継者問題による廃業、求職者の高齢化による人材の確保難のほか、経営面からも、求人の確保と人材不足の問題等があり、それらに対して、業界を取り巻く環境が厳しいなかで、いかに会員の力を活性化し、再構築していくかが喫緊の課題となっています。

改めて、ブロック協議会として正会員を増やすことの難しさや、会員としての活動や役割のあり方について考えていました。

ブロック運営面での問題点として、北海道は広大で、交通アクセスが悪いことがあります。研修を行う場合にあっても、札幌、旭川、帯広の各拠点まで、正会員・特別会員には移動時間や交通費の負担が重くのしかかるため大変苦慮しているところです。その状況のなかで、新年会や総会において研修会の開催を企画し、中央情勢等について、講師の方をお招きして情報交換等を行っています。学

識経験者や我々の業界に関連深い専門家を招いた講演会の開催、あるいは、歌手、落語家、手品師を招いて余興を交えつつ、会員同士の親交を深めています。

協会本部の推進する各々の施策に関する要望としては、地域の協会未加入事業所の加入促進に向けた「協会案内」や「入会案内」の活用にあたって、さらに「会員メリット」について整理された資料があると助かります。

また、当ブロックでは、比較的短い就労時間の求職者における入会のメリットの検討や、協会主催のセミナーに参加する特別会員へのフォローなどに具体的に取り組んでいますが、協会本部においても同様にご検討いただき、新規入会につながる良いアイデアを頂戴したいと思います。総じて、全国的に家政婦紹介所の利用を広め、それらに必要な事業について推進していただけるように、協会本部の活動には大いに期待しています。

家政婦の評価認定制度については、業界において新たな一歩となるものと期待し、早期に制度が確立されることを望んでおります。当ブロックとしましても、全会員一丸となり、取り組んでいきたいと思います。

日頃から、各委員会の皆様のご尽力には感謝申し上げております。歴史あるこの業界の発展のため、当ブロックもさらに努力し、前進を図りたいと思います。

北陸ブロック長

宮本和明 (石川県支部／有)ケアサービス金沢

**時代や環境の変化に強い紹介所を目指しましょう**

北陸ブロックは、新潟県、富山県、石川県、福井県の4支部から構成される全国的に見ても小さなブロックです。その北陸ブロックでも、ここ数年、会員の数は残念ながら減少傾向にあります。共に苦労してきた紹介所の仲間が協会を去られるのは、とても寂しい限りです。今後の協会や北陸ブロックの運営のためにも、正会員を減らさないこと、増やすこと、増強することが急務かもしれません。

さて、私たちのお客様である高齢者の方々は、現在、介護保険制度の在宅サービスか施設サービスかを選び、その環境のもとで介護を受けながら生活ができます。そして、サービスの多様化により、経済的にも不自由のない生活を送っています。言い換えれば、介護保険制度に守られた生活をしています。こうした状況にあって、私たちは「家政婦サービスを維持・発展させるにはどうすればよいのか」「家政婦をもっと有効活用できないのか」「お客様が望んでいるサービスとは何か」などの課題に、もっと危機感を感じて、取り組んでいくべきだと思います。

紹介所を取り巻く環境も、年々さま変わりしています。4月からの介護報酬改定では、ほぼすべての基本報酬が削られました。特に家政婦紹介所と併設している小規模の事業所にとっては死活問題であり、さらなる経営努力が求められます。

一方、家事代行サービス業の業界も、経済産業省より支援を受けてその普及に取り組んでおり、すでに「家事支援

サービス事業者ガイドライン」を作成し、事業者評価を実施していくそうです。都会ではビジネスチャンスとして取り組む企業が増えており、地方で普及するようになるのも時間の問題と思います。

また、介護保険法改正による「総合事業」への移行に伴い、今後はあらゆる事業者や団体が参入して来ると思われますが、私たちも、長年にわたってお客様からのさまざまな相談に対応してきました。この経験と家政婦を適材適所に派遣するコーディネート能力を生かせば、新たな分野での仕事にもつながっていくことだと思います。安価で良質な家政婦サービスが、いずれ家事代行サービス業に取って代わされることのないよう、紹介所を守り、家政婦を守らなければなりません。

そのためにも「評価認定制度」を協会の任意資格で終わらすことのないよう、広い層から認められるように、認定を受けたことがステータスとなるように、会員一人ひとりが努力していく必要があります。業界を取り巻くさまざまな環境が変化する時代にあっては、強い紹介所こそが、生き残っていくのだと思います。私たちには、5年先、10年先まで紹介所を残さなければいけない使命、永続させていくという使命があります。

今こそ、全国の紹介所が一枚岩となって、協会と共に諸問題を乗り越えていきましょう。

中四国ブロック長

北浜明子 (徳島県支部／有)北浜看護婦家政婦紹介所

**ブロックの活性化をめざして**

中四国ブロックは、四国地方4県(香川・徳島・愛媛・高知)と中国地方5県(鳥取・島根・岡山・広島・山口)の全9支部で構成され、現在の会員紹介所数は75事業所です。

さて、私たち看家業界を取り巻く環境の変化として、家事代行を業とする請負の市場拡大など「競合先の増大」という状況があり、その影響を受けて、求人求職者数の減少が続いております。

また、紹介所の世代交代が進み、研修会等に参加される方々の顔ぶれも変わり、様々な理由から参加者数が減少傾向にあります。従来に比べ、ブロック活動が低迷してきていることが問題視されています。

当ブロックでは、行事を開催する際は「ブロック管内の各県から日帰り可能で集まりやすいところ」ということで、ここ10年ぐらいは、岡山県に参集いただいてきました。それ以前は、各県支部持ち回りによる総会の開催や懇親旅行等も行っていたのですが、介護保険制度への参入とともに「忙しい」「緊縮財政」等々の理由により、研修など

の行事終了と同時に、皆様が帰り路を急ぐようになりました。横のつながりが稀薄になってきたように感じています。

そこで、たまには、ゆっくり時間をとり、情報交換に努め、愚痴も言いたいと、今年の秋の研修会は1泊2日で開催し、ブロック内の会員同士で親睦を深め、そして自分の紹介所のゆく末を考える機会にしてみたいと役員会で立案されました。

紹介事業のみを経営する会員からは「やはり介護保険との絡みも避けてはいられない」との声もあります。最近は、居宅介護支援事業者へのPR活動が功を奏してきたのか、ケアマネジヤーやソーシャルワーカーからの問い合わせ数や紹介数も増えてきて、会員から「紹介所が認識された傾向にある」との声もあがっています。

今後は「介護予防・日常生活支援総合事業」への参入も視野に入れ、在宅への紹介が増えることが予想されます。パート求人が増えると、事務処理量も増えるので、経費の増大になるという意見もありますが、何事にもメリットと

デメリットの両面があるものです。私たちは「家政婦の紹介」という原点に戻り、利益追求のみにこだわらず、家政婦の社会的な評価をさらに高めていくという観点から「評価認定制度」にも取り組み、人材育成に努めたいと考えて

おります。

そのために、所長の能動的な活動意欲を駆り立て、目標すべき家政婦像を客観視できる「評価基準」が、早期に現場で活用できるようになればと期待しています。

沖縄ブロック長

平 一雄

(沖縄県支部／有)当銘看護婦家政婦紹介所



今後の業界発展を期待して

政府からは「雇用」や「景気」が回復傾向にあると公表されていますが、実際には、まだ景気回復を肌で感じるところにまでは至っていない現状にあります。沖縄県内の紹介所も例外ではなく、その景気の悪さは「氷河期に陥っている」とまで感じるほどです。こう不景気が続くと、一部の紹介所から「医療機関における付き添い介護の復活」を望む声があがってくるのも納得できます。

私たち沖縄ブロックは、ブロック内に1支部（沖縄県支部）の体制であるため、ブロックの会員がとてもまとまりやすい組織形態にあり、情報の共有には他のブロックのような苦労はないように思います。

しかし、当県では、県民所得が低く、県内の職業紹介事業の運営には苦戦を強いられております。今年に入って会員紹介所1カ所が廃業したため、現在、沖縄の会員紹介所数は6事業所となりました。

そのような状況にありますが、当ブロックとしても「業界の活性化に向けて何か手立てはないものか」と協議を重ねてきました。しかし、そのまとめ役であるブロック長の私自身が疲弊し、一時は病院のお世話にもなってしまいました。お蔭様で今では快復し、ブロック内での活性化協議を再開したところでございます。

昨年度の「紹介業トップセミナー」では、協会の新しい取り組み（新規事業）としての「家政サービスにおける評価認定制度」の概要や、今後の必要性についての講義があり、当ブロックの会員紹介所も大いに期待をしています。

今後は、当該制度が厚生労働省の認める公的な評価認定制度として発展することが望まれますし、認定を受けることによって社会的な評価が得られ、会員としても大きなメリットとして感じられるようなしくみづくりが進んでいくことも希望します。

「家政サービスにおける評価認定制度」は、昨年度（平成26年度）には東京において試行試験が実施され、本年度（平成27年度）には東京以外の都市部で試行試験が実施されたと聞きました。本格的に全国展開されるのは平成28年度との計画ですが、当ブロックからは「早期に全国展開して欲しい」との要望も出てきております。

いずれにしても、当該制度への期待には、大きなものがありますが、今後この「評価認定制度」をいかに有益に活用できるかは、各会員紹介所の手腕にかかっているのではないかと思います。今年度の「紹介業トップセミナー」では、当該制度の活用術などが学べるううなので、期待しているところです。

平成27年度「紹介業トップセミナー」の開催について

平成27年度の各種教育研修事業については、5月28日（木）に東京・TKPガーデンシティ品川で開催された「定時社員総会」にてご承認をいただきました。

本年度も全国10ブロック・支部の役員様はじめ会員の皆様

のご尽力を賜わりながら、ブロック単位の「紹介業トップセミナー」と、支部単位の「介護家政サービス向上セミナー」を開催致します。

各セミナーの概要等は、本誌4月号（No.101：p.5～6）に掲載しておりますので、それぞれご確認くださいますようお願い致します。

今月号では、次ページの開催予定一覧表の通り「紹介業トップセミナー」の開催日程や会場が決まりましたので、お知らせ致します。なお、開催のご案内は、各ブロックから通知させていただきます。本年度の各種研修会にも、多くの皆様にご参加いただきたいと思います。

（開催予定表は次ページに）



紹介業トップセミナー
(昨年度・東京ブロック)



介護家政サービス向上セミナー
(昨年度・静岡県支部)

■ 平成27年度「紹介業トップセミナー」開催予定一覧表

ブロック	日 時	会 場
北海道ブロック	平成27年7月14日(火) 14:20～	札幌ホテルヤマチ〔北海道札幌市〕
東 北ブロック	平成27年6月11日(木) 14:00～	ホテル千華の湯〔福島県郡山市〕
関 東ブロック	平成27年7月17日(金) 13:45～	中野サンプラザ〔東京都中野区〕
東 京ブロック	平成27年7月21日(火) 14:00～	中野サンプラザ〔東京都中野区〕
北 陸ブロック	平成27年7月1日(水) 14:00～	ホテルラングウッド新潟〔新潟県新潟市〕
東 海ブロック	平成27年6月29日(月) 13:30～	ウインクあいち〔愛知県名古屋市〕
近 畿ブロック	平成27年7月22日(水) 13:00～	ホテルアヴィーナ大阪〔大阪府大阪市〕
中四国ブロック	平成27年6月23日(火) 14:00～	サン・ピーチOKAYAMA〔岡山県岡山市〕
九 州ブロック	平成27年7月27日(月) 14:30～	ANAクラウンプラザホテル熊本ニュースカイ〔熊本県熊本市〕
沖 縄ブロック	平成27年8月18日(火) 13:30～	かんぽの宿 那覇レクセンター〔沖縄県那覇市〕



高齢障害者に対するサービス、2016年めどに見直し

厚生労働省「障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ」は、2016年4月をめどに行われる障害者総合支援法の見直しに向け（法施行後3年）、去る4月15日の会合で、今後検討が必要な論点等について、その概ねのところを取りまとめました。今回の論点整理では「常時介護を要する障害者等に対する支援」「移動支援」「就労支援」「高齢の障害者に対する支援」などの10項目が掲げられています。

そのうち「高齢の障害者に対する支援」については、65歳に

なって介護保険サービスへ移行する際に発生する利用者負担をどう考えるか、介護保険優先原則（法第7条）により重度訪問介護やショートステイなど利用していた障害福祉サービスが基本的には受けられなくなることへの対応、障害福祉サービス事業所で高齢障害者に十分なケアが行えなくなっている実態、介護保険サービス事業所で高齢障害者が適切なサービス提供を受けるための方策などが、2016年の障害者総合支援法の見直しに向けて検討されます。

■ 障害福祉サービスの在り方等についての「論点の整理」

1. 常時介護を要する障害者等に対する支援について

- ・どのような人が「常時介護を要する障害者」であると考えられるか。
- ・「常時介護を要する障害者」のニーズのうち、現行のサービスでは何が不足しており、どのように対応すべきか。
- ・同じ事業の利用者であっても、障害の状態等により支援内容に違いがあることについてどう考えるか。
- ・支援する人材の確保や資質向上の方策・評価についてどう考えるか。
- ・パーソナルアシスタンスについて、どう考えるか。
- ・パーソナルアシスタンスと重度訪問介護との関係についてどう考えるか。

2. 障害者等の移動の支援について

- ・個別給付に係る移動支援と地域生活支援事業に係る移動支援の役割分担についてどう考えるか。
- ・個別給付に係る移動支援について、通勤・通学等や入所中・入院中の取扱いをどう考えるか。

3. 障害者の就労支援について

- ・障害者の就労に関する制度的枠組についてどう考えるか。
- ・就労継続支援（A型及びB型）、就労移行支援の機能やそこでの支援のあり方についてどう考えるか。
- ・就労定着に向けた支援体制についてどう考えるか。
- ・労働施策等の福祉施策以外との連携についてどう考えるか。

4. 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について

- ・支給決定プロセスの在り方をどう考えるか。
- ・障害支援区分の意義・必要性・役割についてどう考えるか。
- ・障害支援区分の認定における障害特性の更なる反映についてどう考えるか。
- ・障害者が地域で必要な介護が受けられるような国庫負担基準の在り方についてどう考えるか。

5. 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について

- ・障害児者に対する意思決定支援についてどう考えるか。
- ・成年後見制度の利用支援についてどう考えるか。

6. 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について

- ・意思疎通支援事業の内容・運営についてどう考えるか。

- ・意思疎通支援事業についての財政的措置の在り方についてどう考えるか。
- ・意思疎通支援関係の人材養成についてどう考えるか。
- ・意思疎通支援に係る支援機器の活用、開発普及等についてどう考えるか。
- ・意思疎通支援に関する他施策との連携をどう考えるか。

7. 精神障害者に対する支援の在り方について

- ・病院から地域に移行するために必要なサービスをどう考えるか。
- ・精神障害者の特徴に応じた地域生活支援の在り方についてどう考えるか。
- ・総合支援法における意思決定支援と、精神保健福祉法附則第8条に規定する「精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援の在り方」との関係性についてどう整理するか。

8. 高齢の障害者に対する支援の在り方について

- ・障害福祉サービスの利用者が介護保険サービスへ移行する際の利用者負担について、どう考えるか。
- ・介護保険給付対象者の国庫負担基準額について、どう考えるか。
- ・介護保険サービス事業所において、65歳以降の障害者が円滑に適切な支援が受けられるようにするため、どのような対応が考えられるか。
- ・65歳前までに自立支援給付を受けてこなかった者が65歳以降に自立支援給付を受けることについてどう考えるか。
- ・障害者総合支援法第7条における介護保険優先原則について、どう考えるか。
- ・心身機能が低下した高齢障害者について、障害福祉サービス事業所で十分なケアが行えなくなっていることについて、どのような対応が考えられるか。
- ・いわゆる「親亡き後」と言われるような、支援者の高齢化や死亡などの支援機能の喪失後もできるだけ地域において安心して日常生活を送るために、どのような対応が考えられるか。

9. 障害児支援について

- ・家族支援や医療的なケアが必要な障害児への支援も含め、障害児支援の在り方についてどう考えるか。
- ・医療的ケアが必要な障害児や重症心身障害児をはじめ、障害児支援の質の向上をどのように図っていくか。

10. その他の障害福祉サービスの在り方等について

- ・障害者総合支援法の障害者の範囲についてどう考えるか。
- ・既存の障害福祉サービス等について、制度・運用面の見直しが必要な事項をどう考えるか。
- ・障害福祉サービス等の財源の確保を含めた制度の持続可能性についてどう考えるか。
- ・障害福祉サービス等の利用者負担の在り方についてどう考えるか。
- ・都道府県及び市町村が作成する障害福祉計画をより実効性の高いものとするため、どのような方策が有効か。



経済産業省などによる「消費税転嫁状況」に関する調査について

経済産業省では、平成26年4月の消費税率の引き上げ（5%から8%へ）を踏まえ、消費税の転嫁状況を定期的にモニタリングするため、転嫁状況に関する事業者へのアンケート調査（月次モニタリング調査）を平成26年4月から実施しています。また、中小企業庁では、公正取引委員会と合同で、大規模な「中小企業・小規模事業者等に対する書面調査」を実施中です。

こうした書面による調査により得られた情報は定期的にホームページ上に公表するとともに、必要がある場合は立入検査等の調査も実施し、また指導、措置請求、勧告・公表などの行政措置も行っています。

本年4月に公表された消費税の転嫁状況に関する月次モニタリング調査（3月書面調査）の結果を見ると、「全て転嫁できている」と回答した事業者は、事業者間取引で85.3%、消費者向け取引では76.9%、また「全く転嫁できていない」と回答した事業者は、事業者間取引で3.2%、消費者向け取引では4.2%と、いずれも前月調査（2月書面調査）と比べて大きな変動はありませんでした。

事業者間取引

消費税の転嫁状況	平成26年4月調査	平成27年3月調査
全て転嫁できている	79.0%	85.3%
一部を転嫁できている	13.1%	7.9%
全く転嫁できていない	3.8%	3.2%
その他	4.1%	3.5%

消費者向け取引

消費税の転嫁状況	平成26年4月調査	平成27年3月調査
全て転嫁できている	69.3%	76.9%
一部を転嫁できている	19.3%	13.0%
全く転嫁できていない	5.0%	4.2%
その他	6.4%	5.9%

なお、平成26年4月調査との比較では、事業者間取引で「全て転嫁できている」と回答した事業者は、79.0%（平成26年4月調査）から85.3%（平成27年3月調査）へプラス6.3ポイント、消費者向け取引でも、69.3%（平成26年4月調査）から76.9%（平成27年3月調査）へプラス7.6ポイントとなっており、平成26年4月の消費税率の引き上げ後1年が経過し「全て転嫁できている」と回答した事業者の比率は高くなっています。



6月1日より「労災特別加入」の年度更新手続きが始まります

1. 年度更新手続きとは

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年の3月31日まで(これを「保険年度」といいます)の1年間を単位として計算することとされています。つまり労働保険では、まず保険年度の当初に概算で保険料を納付し、保険年度末に賃金総額が確定したところで精算する方法をとっています。

したがって、新年度の「概算保険料」を納付するための申告・納付の手続きと、前年度の保険料を精算するための「確定保険料」の申告・納付の手続きは同時に実行することになります。これが労働保険の「年度更新手続き」です。この年度更新の手続きは、毎年6月1日から7月10日までの期間に行わなければなりません。

2. 労働保険料の計算方法

平成26年度の「確定保険料」の額は、前年度に申告・納付した平成26年度の「概算保険料」を精算するためのもので、平成26年4月から平成27年3月までの賃金総額に、第2種特別加入保険料率(1,000分の7)を乗じて算出します。

平成26年度に申告・納付した概算保険料の額が、この確定保険料の額より多いときは、平成27年度の概算保険料に充当されるか、あるいは事業主に還付されます。また、少ないときは追加納付することになります。

なお、平成27年度の概算保険料は、第2種特別加入保険料率が本年4月から改正されたため、新料率(1,000分の6)を乗じて算出しますのでご注意ください。

3. 賃金総額

特別加入者の賃金総額は、各特別加入者の「給付基礎日額」に応ずる「保険料算定基礎額」によります。つまり、その年度における特別加入者各人の給付基礎日額に応じて定められている保険料算定基礎額を合計し、千円未満を切り捨てたものが、第2種特別加入保険料算定のための賃金総額となります。

【特別加入者の賃金総額】

給付基礎日額	保険料算定基礎額	備考
3,500円	1,277,500円	3,500円 × 365日
5,000円	1,825,000円	5,000円 × 365日
7,000円	2,555,000円	7,000円 × 365日

なお、保険年度の中途に新たに特別加入が認められた場合、および中途で特別加入を脱退した場合については、その年度における特別加入期間に応じた月数分の「保険料算定基礎額」とすることとなります。

【保険年度の中途加入・脱退時(特別加入期間に応じた月数分)】

給付基礎日額	1カ月分の保険料算定基礎額	特例による保険料算定基礎額
3,500円	106,459円	106,459円×加入月数(1~11カ月)
5,000円	152,084円	152,084円×加入月数(1~11カ月)
7,000円	212,917円	212,917円×加入月数(1~11カ月)

4. 給付基礎日額の変更手続き

給付基礎日額の変更手続きは、前年度の3月2日から3月31日の期間と、6月1日から7月10日までの期間に「給付基礎日額変更申請書」を所轄の労働基準監督署長を経由して労働局長に提出しなければなりません。

また、保険年度の途中および新年度において災害が発生した後からは、給付基礎日額の変更はできません。

5. 保険料の延納

保険料は、毎年7月10日までに納付します。納付すべき概算保険料が20万円以上の場合は、概算保険料を3期に分けて納付することができます。

延納(分割納付)する場合の各期分の納期限は、第1期分は7月10日、第2期分は11月2日、第3期分は2月1日となります。

労災事務センターに事務委託している紹介所へのお願いと注意点



1. 「特別加入に関する変更届」を各紹介所で直接労働局や労働基準監督署へ提出している場合は、提出前に必ず労災事務センターまでご連絡ください。

労働局から各団体へ承認通知が返送されてくるまで時間がかかります。そのために年度更新の事務処理に間に合わず、確定保険料および概算保険料の額が変わってしまいますと、修正申告が必要となります。

2. 労災東京事務センターに事務委託している紹介所からは、所定の手数料を頂戴しておりますので、特別加入者の年度更新の手続きに際しては、別途の手数料は不要です。

3. 「保険料申告書」「内訳書」などは、6月初旬に労働局から各紹介所に送付されますので、速やかに労災事務センター宛に郵送ください。

なお、郵送する際は、一般従業員用の保険料申告書を労災事務センターへ送付なさらないようご注意ください。

祝・『看家広報はなえみ』創刊100号

紹介所専用ソフトのアプロ

貴社の紹介所経営に役立つ紹介所専用のソフトをご提案します

- 有料職業紹介報告書は、そのまま提出可能な様式
- 消費税(内税・外税)にも対応
- 上限制・届出制の双方に対応
- データのエクセル出力機能や、見やすい管理簿
- 手数料率は求人者単位で設定可能
- インターネットによる遠隔操作でサポート

アプロ 株式会社アプロ

〒160-0008 東京都新宿区三栄町17番地 谷ヶ崎ビル3階



創業 28 年の実績

介護保険ソフトも充実

お気軽にご相談下さい

TEL : 03-5363-3021

FAX : 03-5363-3031

ホームページ:

<http://www.a-pro.jp/>

「認知症介護研修」ってなに?

全国の都道府県（ならびに政令市）では、認知症介護サービスの充実を図るため、介護実務者およびその指導的立場にある方を対象に、認知症介護の技術の向上を図り、認知症介護に関して専門性の高い職員を養成する研修を実施しています。

今後は施設等の人員要件となるなど、研修の修了者の活躍の場は一層広がりそうです。

認知症介護研修に関する詳細は各都道府県等の担当部署にお問い合わせください。

東京都の場合を例にとると、認知症介護実践者研修の開催は年間10回、その他、認知症介護実践リーダー研修、認知症対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修、認知症介護指導者養成研修が、それぞれ年間数回程度ずつ開催されています。

「認知症介護研修」の実際【東京都の場合】

●認知症介護実践者研修

介護保険施設・事業所において、質の高い認知症支援を普及させることをねらいとする、実践的な研修です。

・対象者：介護保険施設・事業所（居宅介護支援事業所を除く）に従事している介護職員等

・受講要件(全てを満たしていること)：

- ①認知症介護に関して、介護福祉士と同等の知識を習得していること
- ②原則として、認知症高齢者の介護に関する経験が2年程度以上あること
- ③各施設・事業所において介護・看護のチームリーダー（主任・副主任・ユニットリーダーなど）の立場にあるか、近い将来そうなることが具体的に予定されていること

・研修期間：

- ①講義・演習：6日間
- ②自施設実習：2週間

・受講料：無料

●認知症介護実践リーダー研修

介護保険施設・事業所内ののみならず、地域の中でも事業者間の連携の中心となるなどリーダーシップを發揮し、地域の中で認知症支援の方策を実践できる人材の育成をねらいとする研修です。

・対象者：介護保険施設・事業所（居宅介護支援事業所を除く）に従事している介護職員等

・受講要件(全てを満たしていること)：

- ①認知症介護実践者研修（または旧痴呆介護実務者研修【基礎課程】）を修了して1年以上経過していること
- ②原則として、認知症高齢者の介護に関する経験が5年程度以上の方
- ③各施設・事業所において介護・看護のチームリーダー（主任・副主任・ユニットリーダーなど）の立場にあるか、または、それらの方々を指導する立場にある方

④区市町村または地域において、認知症高齢者ネットワークづくりや支援者の人材育成に役割をもたれているか、意欲のある方

・研修期間：

- ①講義・演習：8日間

- ②他施設実習：5日間

- ③自施設実習：4週間

・受講料：無料

●認知症対応型サービス事業開設者研修

認知症対応型サービスのあり方について理解するとともに、地域密着型サービスの実際について体験し、認知症対応型サービス事業の適切な運営のために必要な知識と認知症介護の質の向上に資する力量を獲得することを目的とする研修です。研修の対象者は、小規模多機能型居宅介護事業者または認知症対応型共同生活介護事業者の代表者(具体的な予定がある方を含む)です。

●認知症対応型サービス事業管理者研修

認知症対応型サービス事業の管理者に、事業運営に必要な知識技術を習得させることを目的とする研修です。研修の対象者は、小規模多機能型居宅介護事業者、認知症対応型共同生活介護事業者、または認知症対応型通所介護の管理者(具体的な予定がある方を含む)です。

●小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者に、必要な知識・技術を習得させることを目的とした研修です。研修の対象者は、小規模多機能型居宅介護事業者の計画作成担当者(具体的な予定がある方を含む)です。

●認知症介護指導者養成研修

認知症介護研修事業の企画・立案を行う者、および講師を務める指導者の養成を目的とした研修です。研修の対象者は、次の①～⑤までのすべての要件を満たす方のうち、知事が適当と認め、推薦する方です。

- ①医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者(またはこれに準ずる者)

- ②次のア～ウまでのいずれかの要件に該当する者であって、概ね5年以上の介護業務の経験を有する者

- ア. 介護保険施設・事業所等に現に従事している者(または過去において従事していた者)

- イ. 福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者

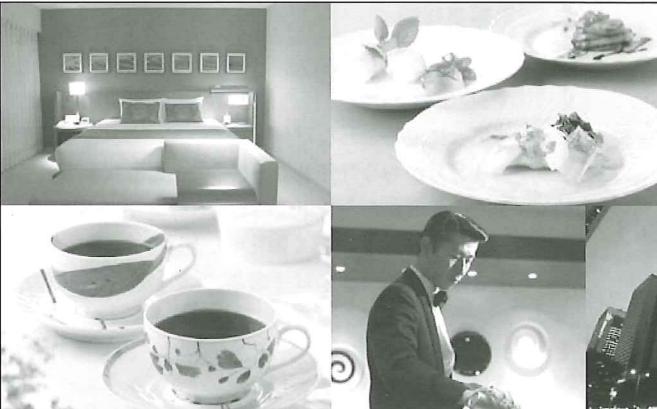
- ウ. 民間企業で認知症介護の教育に携わる者

- ③認知症介護実践者研修ならびに認知症介護実践リーダー研修を修了した者

- ④地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者

- ⑤認知症介護実践研修の企画・立案に参画、または講師として従事することを推薦者が認めている者

祝・『看家広報はなえみ』創刊100号



いつも、いつまでも、新しく。

ホテルのあたたかさ感じてください。

 京王プラザホテル

〒160-8330 東京都新宿区西新宿2-2-1
TEL.(03)3344-0111 <http://www.keioplaza.co.jp>

協会の活動報告

正副会長会議〔平成27年度・第1回〕

平成27年4月13日(月) 13:30 ~ 15:30

■協会の運営について

- ・定時社員総会に関する会員への案内状について、文面等を修正し、次回の会員名簿発送時に全会員へ発送するよう指示があった。また、総会における事業計画や財政プロジェクトの報告で「特別会員の増加計画」についてどのように会員に説明すべきかを議論した。全紹介所の「求職者100%入会」を目標に、6月から8月を「入会強化期間」とし、5月中に全会員への周知を図ることとした。
- ・厚生労働省「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」に関連して、検討会に出席する協会の代表者の人選および協会からの要望事項について協議した。出席者は飯田信吾理事と奥村直樹理事の2名とし、要望事項については、家政婦は家事使用人であるため労働基準法の適用は受けないとされながら、同法第24条（賃金の支払）は適用される点について検討を求めることがわかった。詳細に関する打ち合せは、次回の理事会後に行う。
- ・東京で開催された評価認定制度の試行実施についての分析報告と、社内検定制度の厚生労働省認定までの流れについて説明があり、今後の協議は「検定委員会」を中心に行うこととした。
- ・事務局職員の事務分担表を作成し、全会員に対して『看家広報はなえみ』などを通じて伝えることとした。
- ・「家政士」の商標登録を完了したことが事務局より報告された。



編纂委員会〔平成27年度・第1回〕

平成27年4月17日(金) 13:30 ~ 15:30

■協会広報媒体の編纂協議

はじめに、戸苅会長より「編纂委員会」の設置趣旨について説明があり、また外部より有識者として出席する笹部節子氏、望月幸代氏が紹介された。

協会では、統合後間もなく『看家広報はなえみ』『情報誌ほほえみ』の発刊を開始して約9年間が経過するが、会員メリットにつながる「役立つ情報の提供」「会員相互の意思疎通ツール」「楽しみ・喜び・元気の出る」などの新たな媒体コンセプトを掲げ、誌面の内容を一新することとして協議に入った。

初回となる委員会では、識者である外部委員からのアドバイスを参考に、委員それぞれの広報媒体に関するイメージ等について



会員訃報

次の正会員がお亡くなりになりました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

- ・東京・城北支部 有限会社回生看護婦家政婦紹介所
正会員 増田元臣様〔享年75歳〕 平成27年4月2日(木)ご逝去
- ・東京・城北支部 有限会社渡瀬
正会員 大石イツ様〔享年88歳〕 平成27年4月23日(木)ご逝去

入退会事業所のご案内

■入会事業所

- ・ライフネット〔埼玉県支部〕



■退会事業所

- ・(有)中央ケアサービス〔岩手県支部〕
- ・雪ヶ谷家政婦紹介所〔東京・城南支部〕
- ・岡町看護婦家政婦紹介所〔大阪府支部〕

編集後記

◆『看家広報はなえみ』の創刊100号記念特集として、全国のブロック長の皆様に、各ブロックの現状や協会に望むことなどをご執筆いただき、第100号の3月号から今月号までの3号にわたり掲載致しました。年度末から新年度のお忙しい時期にご協力を賜わり、誠に有難く厚く御礼申し上げます。

◆今月28日(木)には平成27年度「定時社員総会」が東京・品川にあるTKPガーデンシティ品川にて開催されます。定時社員総会の報告は、次号(6月号)に掲載する予定です。